

個人の方が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

①まず、申請書の1枚目を記入します。

様式例第1号の1

農地法第3条の規定による許可申請書

山形県知事 殿 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
小国町 農業委員会 会長 殿

下記農地（~~採草放牧地~~）の（に） 賃借権 を~~移転~~（設定（期間 5 年間））したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

申請者	住 所	職業	年齢	氏 名	印
譲渡人 (貸し人)	小国町大字×× 〇〇番地	無 職	8 0	〇〇 〇〇	印
譲受人 (借り人)	小国町大字△△ ◇◇番地	農 業	4 5	×× ××	印

記

1 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所 在				地 目		面積(㎡)	対価、賃料 等の額(円) (10 a 当たりの額)	所有者の氏名 又は名称	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
市町村	大字	字	地番	登記簿	現況			現所有者が登記簿と異なる場合	権利の種類、内容	権利者の氏名 又は名称
小国町	〇〇	△△	××番	田	田	3,000	10,000	〇〇 〇〇		
小国町	〇〇	△△	×番の2	田	田	2,500	10,000	〇〇 〇〇		

2 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

貸し人の労働力不足	コード
-----------	-----

(注)コード表を参考に記載すること。

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

権利を設定又は移転しようとする時期	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
土地の引き渡しを受けようとする時期	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
契約期間等	5 年間

指 令 書

第 号

上記1の土地に係る上記申請者からの申請を許可する。

平成 年 月 日

印

(記載要領)

- 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。
- 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引き渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

②次に、申請書の別添を記入します。

農地法第3条の規定による許可申請書(別添)

I 一般申請記載事項

〈農地法第3条第2項第1号関係〉

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (㎡)	農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)
			田	畑	樹園地	
	自作地	20,000	20,000			
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積(㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)
			田	畑	樹園地	
	借入地	5,000	5,000			
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積(㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田		畑			樹園地				採草放牧地
	田	畑	田	畑	樹園地	田	畑	樹園地	樹園地	
作付(予定)作物	水稻									
権利取得後の面積 (㎡)	30,500									

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラク ター	田植機	コンバ イン	乾燥機					
		30ps1台	6条2台	6条1台	1台					
確保しているもの	所有 リース									
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有 リース									

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦 25 年、農業技術修学暦 3 年、その他()
(農業高校)

② 世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人)	現在: <u>2</u> (農作業経験の状況: <u>20年以上の農作業経験あり(水稻)</u>)
	増員予定: <u>なし</u> (農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力 (年間延人数)	現在: <u>0</u> (農作業経験の状況:)
	増員予定: <u>なし</u> (農作業経験の状況:)

- ④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離
又は時間

車で約10分

〈農地法第3条第2項第2号関係〉(権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況(別紙に記載し、添付してください。)

〈農地法第3条第2項第3号関係〉

3 信託契約の内容(信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

〈農地法第3条第2項第4号関係〉(権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	従事 日数
その耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間 (該当する期間(実績又は見込み)を「← →」で示してください。)									←								→	
	その行う耕作又は養畜の事業に 必要な農作業へ常時従事している者					その者が農作業に常時従事する期間 (該当する期間(実績又は見込み)を「← →」で示してください。)												従事 日数
	氏名	年齢	性別	権利取得者との関係	主たる職業	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
世帯員等	×× ××	45	男	本人	農業				←								→	250
	×× △△	75	男	父	農業				←								→	200
	×× □□	70	女	母	農業				←								→	200
	×× ○○	40	女	妻	会社員					←							→	80

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

〈農地法第3条第2項第5号関係〉

5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(一般)

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

(権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積) = 30,500 (㎡)

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

(権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = _____ (㎡)

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(特例)

以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記載することに代えて該当するものに印を付けてください。

☐ 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。

☐ 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。

(「所要の面積」とは、北海道で2ha、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。)

☐ 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

〈農地法第3条第2項第6号関係〉

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は賃入しようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付けてください。

☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けしようとする場合である。

☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

☐ 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。

☐ その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

(表作の作付内容= _____、裏作の作付内容= _____)

☐ 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

〈農地法第3条第2項第7号関係〉

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

賃貸借契約を締結する田はこれまでも水田として利用されており、契約締結後も同様に水田として利用するため、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。また、農薬の使用法については、地域の防除基準に従います。